

社会保険労務士法人山口事務所

人事労務に関する実務上のポイントや最新情報をタイムリーにお伝えします。

今回のテーマ

## 【社会保険適用拡大（2024年10月改正）に向けて】

- 2024年10月改正の概要
- 社内準備の4ステップ
- 社会保険加入のメリット

### 1 2024年10月改正の概要

パート・アルバイトの社会保険加入要件は、原則、週の所定労働時間がフルタイム労働者の3/4以上（フルタイムが週40時間であれば、30時間以上）となっておりますが、2024年10月から、厚生年金被保険者数が51人以上の会社で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用対象となります。下記①～④の要件全てに該当する方は新たに社会保険の加入が義務付けられます。

- 週の所定労働時間が20時間以上であること
- 月額賃金が8.8万円以上であること
- 学生でないこと
- 2カ月を超える雇用の見込みがあること

社会保険の適用拡大は、段階的にパート・アルバイトの社会保険の加入対象を広げる制度です。第1弾が、昨年10月に被保険者数501人以上から101人以上の会社で働くパート・アルバイトが適用対象となり、第2弾として、2024年10月からは51人以上の会社で働くパート・アルバイトが適用対象となります。パート・アルバイトの社会保障を充実させ、安心して働ける環境を整えることを目的としています。

適用範囲が拡大することにより適用対象となる会社は、労務管理の手間や社会保険料の増加等で会社の負担が増えることが懸念されます。ただし、社会保険を完備することで人材を確保する良い機会でもありますので、早い段階から準備を進めていきましょう。

[https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/pdf/guidebook\\_jigyonushi.pdf](https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/pdf/guidebook_jigyonushi.pdf)

(社会保険適用拡大ガイドブック)

担当：平尾

## 2 社内準備の4ステップ

社内準備の4ステップをご案内いたします。基本的な流れをご確認ください。新たに社会保険の加入対象になる従業員がいる場合には、早めに加入対象者へ伝えることが大切です。

### Step 1. 加入対象者の把握

以下の要件を満たす加入対象者を把握しましょう。パートやアルバイトなど短時間労働者でも、以下の要件すべてに該当すれば社会保険に加入します。

- ・週の所定労働時間が20時間以上であること（契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません）
- ・月額賃金が8.8万円以上であること（割増賃金や通勤手当、家族手当、賞与等は含みません）
- ・学生でないこと
- ・2カ月を超える雇用の見込みがあること

### Step 2. 社内周知

新たに加入対象となるみなさんに、法律改正の内容が確実にわかるように周知しましょう。

### Step 3. 従業員とのコミュニケーション

必要に応じて説明会や個人面談をしましょう。

個人面談の際には、次のポイントを伝え話し合しましょう。

- 社会保険の新たな加入対象者であることを伝える
- 社会保険の加入メリットを伝える（メリットの内容は3社会保険加入のメリットを参照）
- 今後の労働時間などについて話し合う

### Step 4. 書類の作成・届出

加入対象者の被保険者資格取得届を届け出ましょう。

※特定適用事業所に該当する適用事業所については、事前に「特定適用事業所該当通知書」が送付される予定です。「特定適用事業所該当通知書」が届いた場合は、特定適用事業所該当届の届出は不要です（事業主が特定適用事業所に該当すると判断した場合は、特定適用事業所該当届を届け出る必要あり）。

担当：外賀

## 3 社会保険加入のメリット

社会保険（健康保険、厚生年金）の加入に伴い新たに保険料が生じますが、対象者がこれまでご家族の被扶養者となっている場合や国民健康保険・国民年金に加入している場合と比較して給付面でメリットがあります。

<社会保険でプラスされる給付内容>

◆傷病手当金

私傷病のため労務不能となり給与の支払いがない場合に、給与のおよそ 2/3 が支給されます。

◆出産手当金

産前産後休業中に給与の支払いがない場合、給与のおよそ 2/3 が支給されます。

◆老齢年金

国民年金のみ加入の金額（満額 795,000 円）に厚生年金（報酬比例の金額）が加算されます。

ただし、在職中（社会保険に加入しながら老齢年金を受給する場合は、厚生年金＋給与の月額が 48 万円を超えると、その超過金額に応じて厚生年金の一部または全額が支給停止になります。

◆障害年金

国民年金のみ加入の場合は、障害の程度により 1 級（993,750 円＋子の加算額）または 2 級（795,000 円＋子の加算額）となりますが、厚生年金では 1 級は「報酬比例の金額×1.25＋配偶者の加給年金」、2 級は「報酬比例の金額＋配偶者の加給年金」も加算されます。さらに、2 級より障害の程度が低い場合でも 3 級（報酬比例の金額）や障害手当金（報酬比例の金額×2 の金額を一時金として支給）の制度があります。

◆遺族年金

国民年金のみ加入の金額（795,000 円＋子の加算額）に厚生年金（報酬比例の金額×3/4）が加算されます。

また、国民年金のみ加入の場合に受給できる遺族は、生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」ですが、厚生年金では生計を維持されていた「妻（または 55 歳以上の夫）」、「子」、「55 歳以上の父母」、「孫」、「55 歳以上の祖父母」まで広がります。

※報酬比例：過去の標準報酬月額と標準賞与額の平均に、一定の率と加入月数をかけた金額です。

※子とは、原則として 18 歳になった年度の 3 月 31 日までの子です。

※上記金額は 2023 年 6 月時点のものです。また受給要件、金額等は状況により変わります。

担当：佐藤

## お知らせ / ご案内

弊所代表の山口が行うセミナーをご案内いたします。

『人事労務担当者の基礎知識』

～人事労務の必要な知識を 1 日でまとめて理解～

2023 年 8 月 23 日 (水) 10 時 00 分～16 時 30 分

<https://www.rosei.jp/seminarstore/seminar/10195>

## 作成

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士法人山口事務所

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 2-1-6 青山エイティーンビル 2 階

TEL : 03-6427-1191 FAX : 03-6427-1192

Homepage : <https://www.ys-office.co.jp> Facebook : <http://www.facebook.com/ysoffice>



**社会保険労務士法人 山口事務所**  
Labor and Social Security Attorneys' Firm Yamaguchi Office